

## ⑧憲法委員会第3次草案

(ロシア連邦憲法委員会第3次草案。1991年9月16日承認)

(エリツィン修正；1991.10.1-2)

KK 資料集2巻 277-323頁

# ロシア連邦憲法（草案）

## 前文

我々、多民族からなるロシア連邦の人民は、この地における歴史的運命と生活によって結合し、

我々に善意と公正という明るい確信を保持し、伝えた、祖先を記憶し、現在および将来の世代の我が祖国の同胞に対する高い責任を持ち、我が国（エリツィン案；この語の削除）における自由、人権および尊厳ある生活を承認し、世界共同体の一員であることを自覚し、市民的平和および民族間の和解（同意）を保障し、社会を再建し、ロシア連邦の揺るぎのない民主的国家を作り上げる決意を持って、この憲法を制定し、

これを我が社会および我が国家の基本法と宣言する。

## 第1編 ロシア連邦の憲法体制の原則

### 第1条 国家主権

(1) ロシア連邦は、歴史的にここに統一した人民の、主権を持った民主的で法的な社会国家である。ロシア連邦は、自国の領域および国家的富（国富）に対して最高の権利（高権）を有し；その内外政策を独立して定め、実施し、その領域において最高性を有するロシア連邦憲法および連邦法律を制定する。

(2) ロシア連邦は、共和国である。（エリツィン案；「ロシア連邦の国家体制は、共和制である。」）

(3) 国家は、社会の公式の代表者であり、憲法の枠内でその意思を表現する。国家、その機関および公務員（役職者）は、人および市民に対して責任を負い、社会の何らかの部分にではなく、全社会に奉仕する。

### 第2条 人民権力（統治）

(1) ロシア連邦の主権の担い手および唯一の国家権力の源泉は、その多民族からなる人民である。人民は、憲法を制定する排他的権利を有する。（エリツィン案；「この規定は必要か」の疑問提示）

(2) 人民は、この憲法の定める形態および範囲において、直接に、および国家機関のシステムを通して、この権力を行使する。

(3) 人民のいかなる部分も、またいかなる団体および個々人も、国家における権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪は、最も重大な犯罪である。

(4) 人民代表制機関およびこの憲法が定めるその他の諸機関の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、候補者の自由な推薦および秘密投票により、これを実施する。

(5) ロシア連邦の市民は、他の手段（方法）を取ることができない場合、暴力または強制により民主的な憲法体制を排除しようとするすべての者に抵抗を呼びかける権利を有する。

第3条 最高の価値としての人、その権利および自由（エリツィン案；2条と3条の

入れ替え)

- (1) 人、その生命、自由、良心および尊厳、人身の不可侵、その他の奪われることのない権利は、最高の価値である。
- (2) 人権は、一般に承認された国際法の原則および諸規範、この憲法の諸規定にしたがってこれを保障する。
- (3) 各人は、法律の枠内で、「法律によって禁止されないすべてのことが許される」という原則にしたがい、その権利を行使する。
- (4) 国家は、人権の優先から出発する（エリツィン案；「権利および自由」）。人の権利および自由、良心および尊厳の承認、遵守および擁護は、国家権力の主要な義務である。

#### **第4条 政治的複数主義**

- (1) ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的多様性、複数政党制に基づいてこれを実現する。
- (2) いかなるイデオロギーも、公式（公認）の国家イデオロギーとしてこれを定めることはできない。

#### **第5条 法の最高性（支配）**

- (1) 国家、その機関および公務員、法および憲法体制に関わる市民およびその団体は、ロシア連邦憲法および連邦法律に厳格にしたがって行動するものとする。
- (2) ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。憲法の諸規範（規定）は、直接的効力を有する。裁判に置いてこれを適用する。憲法に適合しない法律およびその他の法的アクトは、法律上の効力を有しない。
- (3) 誰もが見られるように公式に公表されない法律およびその他の法的アクトは、市民を義務づけず、これを適用することはできない。
- (4) 条約（エリツィン案；「ロシア連邦が批准した条約」）は、法の一部を構成する。ロシア連邦の条約がその法令と食い違うその他の規則を定める場合は、条約の規則が適用される（エリツィン案；もう少し厳格に。「適用することができない」誤解か間違い？）。

#### **第6条 権力の分立**

- (1) 国家権力のシステムは、立法権、執行権および裁判権への権力分立の原則、ならびにロシア連邦とそれを構成する共和国、州（ゼムリャー）、自治的な地域共同体の間の権限区分の原則に基づくものとする。
- (2) 国家諸機関は、相互に関係を取り結び（協力し）、互いに均衡を保って、独立してその権限行使する。いかなる国家機関も、この機関のために憲法およびその他の連邦法律（エリツィン案；「その他の」を削除）が定める権限を越えることはできない。

#### **第7条 市場経済**

- (1) ロシア連邦の経済の基礎は、社会的市場経済であり、経済（エリツィン案；「すなわち企業経営」）活動の自由、所有形態（エリツィン案；「すべての」を追加）の多様性および同権、その法的保護の平等の条件、社会的有用性および誠実な競争が保障される。
- (2) 国家は、社会の利益のために、経済の規制に参加する（エリツィン案；「部分的に参加する」）。
- (3) 経済的関係は、市民と国家、消費者と生産者、労働者と雇用者の間の社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

## 第 8 条 社会国家

- (1) ロシア連邦の社会政策の目的は、各人および全社会の福祉、平等の機会に保障による社会的公正、国家的サービスのシステムの発展を達成（エリツィン案；「保証」の語がない→その後「各人の国家的保証」へ変更）することである。
- (2) ロシア連邦は、人びとの労働および健康を保護し、最低賃金の限度を定め、家族、母性および子ども、障がい者および高齢者への国家的援助を保障し、年金および手当を定める。
- (3) 国家は、人道的な人口政策を行い、社会的および文化的領域の発展のために必要な条件を整備し、エコロジー上の安全および合理的な自然利用を保障する。

## 第 9 条 連邦構造

- (1) ロシア連邦には、同一の憲法・法的地位を有する共和国および州（ゼムリヤー）が統合する（エリツィン案；この部分は、移行規定で憲法施行後に施行されることに言及すべき）。
- (2) 共和国および州（ゼムリヤー）は、この憲法がロシア連邦の管轄に属するとした権限を除き、その生活の諸問題の解決において独立である。
- (3) ロシア連邦においては、すべての民族およびエスニック・グループ（ナロードナスチと同義）の権利および自由が尊重され、保証される。

## 第 10 条 主権共和国同盟（共同体）におけるロシア連邦（エリツィン案；「ロシア連邦」（フル表記））

ロシア連邦（エリツィン案；「ロシア連邦」（フル表記））は、条約に基づき、ソビエト社会主義共和国連邦を構成する諸国家およびその他の諸国家との共同体に加入することができる（エリツィン案；「ロシア連邦」の語を削除）。同盟（共同体）の共同事項を管轄するため、ロシア連邦は、この同盟の機関に自己の権限の一部を移譲することができる。ロシア連邦は、同盟（共同体）の共同事項の実施に参加し、同盟から脱退する権利を保持（留保）する。

## 第 11 条 世界共同体におけるロシア連邦

- (1) ロシア連邦は、世界共同体の完全な権利を持った一員であり、国際法の一般に承認された原則および諸規範を遵守し、普遍的で公正な世界、互恵の国際協力、グローバルな問題の解決に向けて努力する（エリツィン案；別の表現が考えられないか；「なるように努力する」「施行（発効）政策を実施し」「世界共同体と関係する諸問題を独立して解決する」）。
- (2) ロシア連邦は、国際的な代表権を行使し、外国国家との外交、領事、貿易およびその他の関係を樹立し、条約を締結し、国際機関、国際的連合組織、集団的安全保障システムに参加する。

## 第 12 条 憲法体制の原則の安定性

- (1) ロシア連邦の憲法体制の原則は、これを廃止することはできない。
- (2) 憲法のこの編に定める個々の規定の変更は、ロシア連邦レフェレンダム、すなわち全ロシア的な人民投票によってのみ、これを行うことができる。
- (3) ロシア連邦の法律および条約は、その憲法体制の原則に反することはできない。（エリツィン案；3項は反復として除く。）

## 第2編 人および市民の権利、自由および義務

### 第1章 総則

#### 第13条

人の権利および自由は、生れながらにしてその者に属する。

#### 第14条

- (1) 市民の基本的権利、自由および義務は、ロシア連邦憲法体制によってこれを認証する。何人も、この憲法にしたがう場合の外は、人および市民の権利および自由を奪ことはできない。(エリツィン案；憲法草案の若干の条項にしたがい表現を和らげる)
- (2) この憲法の認める権利および自由のカタログは、これに限定されず、その他の人と市民の権利および自由の軽視のためにこれを利用してはならない。

#### 第15条

人と市民の権利および自由の平等は、人種、民族的帰属、言語、肌の色、性、社会的地位、財産状態もしくは職業上の地位、社会的出身、居住地、宗教にたいする態度、信条、社会団体への帰属の有無、その他の事情の如何にかかわらず、これを保証する。

#### 第16条

権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害し、公益および環境に害を与えるものであってはならない。

これ（権利および自由の行使）は、民主主義体制な憲法体制の暴力的な排除変更、人種的、民族的、社会的、階級的および宗教的な憎悪、暴力と戦争の宣伝および扇動を施行するものであってはならない。

#### 第17条

- (1) ロシア連邦の市民出ない者は、その全領域において、ロシア連邦市民に固有の権利および自由を享受し、それらのアクトに定める例外を除き、この憲法、連邦法律、ロシア連邦の条約によって定めるすべての義務を負う。
- (2) 外国の市民およびロシア連邦国籍を有しない者に対し、国際法の諸規範にしたがい、避難権を与える。

## 第2章 国籍

### 第18条

- (1) ロシア連邦においては、各人は、国籍の取得およびその変更に関する権利を有する。
- (2) ロシア連邦の市民は、国籍を奪われ（エリツィン案；「強制手続により」）、または国外に追放されることはない。
- (3) ロシア連邦の国籍の取得および喪失（エリツィン案；「その願い出により」）の事由および手続は、連邦法律によってこれを定める。

#### 第19条

ロシア連邦の市民は、外国において保護および庇護を受ける権利を保証される。

#### 第20条

- (1) ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の法律または条約にしたがい、外国の国籍を有することができる。
- (2) ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、ロシア連邦の国籍に由来するそ

の権利および自由を軽んじられことはなく、また義務を免れることはない。

## 第 2 1 条

- (1) ロシア連邦の共和国および州（ゼムリャー）は、その国籍を定めることができる。ロシア連邦の共和国および州（ゼムリャー）のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。
- (2) ロシア連邦の共和国、州（ゼムリャー）は、ロシア連邦の国籍（の状態）に由来する権利および自由を制限され、または義務を取り消されることはない。

## 第 3 章 市民的、政治的権利および自由

### 第 2 2 条

各人（エリツィン案；各人（человек）は、生命に対する権利を有する。何人も恣意によって生命を奪われることはない。

### 第 2 3 条

- (1) 各人は、人身の自由および不可侵の権利を有する。勾留（逮捕）、拘留および自由剥奪は、法律にしたがい、裁判所の決定がある場合にかぎりこれを認める。
- (2) 各人は、健康に対する被害から擁護する権利を有する。
- (3) 何人も、何人も、拷問、その他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような処遇または刑罰をうけることはない。何人も、自由な合意なしに、医療、学術および軍事用またはその他の実験の材料とされることはない。

### 第 2 4 条

- (1) 各人は、私生活〔プライバシー〕への干渉、手紙、電話およびその他の通信の秘密、その名誉および名声を妨害から擁護する権利を有する。
- (2) 本人の同意なく、かつ連邦法律が直接に定める場合および手続で裁判所の事前の決定による場合の外は、個人的性格を有する情報の収集、保管、利用および流布は、これを認めない。

### 第 2 5 条

- (1) 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。
- (2) 捜索は、連邦法律にしたがい、裁判所の決定に基づく場合にのみこれを認める。緊急の（猶予のない）場合には、検査の適法性を必ず事後的に司法審査することを定める、連邦法律が定めるその他の手続をとることができる。

### 第 2 6 条

- (1) 各人は、連邦法律が定める場合を除き、ロシア連邦の国内における移動の自由、ならびに滞在地および居住地の選択の自由を有する。
- (2) ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の領域を自由に放棄（出国）し、ロシア連邦に支障なく帰国する権利を有する。

### 第 2 7 条

- (1) 各人は、思想および言論の自由、ならびに意見および信条の支障のない表現に対する権利を有する。何人も、その意見および信条を表明することを強制されることはない。
- (2) 各人は、自ら選択した任意の方法によって、情報を検索し、入手し、利用し、普及する権利を有する。

(3) 個人と家族の秘密、職業上もしくは企業活動上の秘密および国家秘密、または良心の自由および社会的モラルの保護を理由とするこれらの権利の制限は、連邦法律によってのみこれを定めることができる。国家秘密とされる情報のリストは、連邦法律によって、限定列挙方式でこれを定め、拡大解釈はこれを禁止する。

(4) これらの情報の作成および伝達の物的資料および技術的手段の差押えおよび押収は、裁判所の決定によってのみこれを認める。

## 第 28 条

良心、信仰および宗教活動の自由は、奪われることのない人権（人の権利）である。各人は、任意の宗教を自由に信じ、またはいかなる宗教も信ぜず、宗教的または無神論的な信条を選択し、これを保持し、普及し、ならびに法律を遵守することを条件にその信条にしたがって行動することができる。

## 第 29 条

(1) 各人は、そのエスニック的な自己意識またはその他の動機により、自由に自己の民族的帰属を決定する権利を有する。

(2) 何人も、その民族的帰属の決定または表示を強制されることはない。

(3) 各人は、使用言語の自由な選択、母語の使用および母語による教育に対する権利を有する。

# 第 4 章 政治的権利および自由

## 第 30 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事項の管理に、直接にまたはその自由に選挙した代表をとおして参加する権利を有する。これらの参加は、自治、地方および全ロシアのレフェレンдум、国家権力機関の民主的形成およびその他の合法的な方法によってこれを行う。

## 第 31 条

(1) ロシア連邦の市民は、選挙制の国家機関および選挙制の国家的職務における選挙権（選挙し、選挙される権利）を有する。

(2) 選挙には、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為能力がないと宣告された市民、および法律にしたがい選挙権を剥奪された市民は、選挙され、または投票に参加することはできない。

(3) 共和国および州（ゼムリヤー）の法律は、当該地域に常時在住する外国の市民および無国籍者に対して、地方自治機関において選挙し、選挙される権利を付与することができる。

(4) ロシア連邦の国外に在住するロシア連邦の市民は、ロシア連邦の大統領および副大統領、ならびにロシア連邦最高会議代議員の選挙に参加することができる。

## 第 32 条

ロシア連邦の市民は、権力への事前の通告を条件に、平和的にかつ武器を携帯しないで集会し、大衆集会、街頭行進、デモンストレーション、ピケットを自由に行うことができる。この権利の制限は、法律が直接に定める場合に、これを認める。

## 第 33 条

(1) ロシア連邦の市民は、団結の権利を有する。この権利の制限は、この憲法によってのみ定められる。

(2) 政党、社会団体、大衆運動の設立は、権力（当局）による事後的承認をもってこれを行う（エリツィン案；「登録？手続を定めること」）。

### 第 3 4 条

(1) ロシア連邦の市民は、国家機関、社会的諸組織（団体）および公務員に対して、個人的および集団的な訴え（請願）を行う権利を有する。

(2) 国家機関、社会団体および公務員は、この訴えを検討し、決定を採択し、法律の定める期間内に理由を付した回答をしなければならない。

### 第 3 5 条

ロシア連邦の市民は、国家的職務における就業への平等の機会を有する。これらの職務の候補者に関する要請は、職務上の機能の性格によってのみ決定される。

## 第 5 章 経済的、社会的および文化的な権利と自由

### 第 3 6 条

(1) 各人は、所有者となる権利、自由な企業活動および自由な労働の権利において実現される経済的自由の権利を有する。

(2) 各人は、自己の財産およびその他の財産の客体を、個人的におよび他の者と共同して、自己の判断で、保有し、使用し、処分する機会を含む財産権（所有権）を有する（エリツィン案；いかなる財産権かを示す）。

(3) 財産権の行使は、公共の福祉に反することはできない。

### 第 3 7 条

(1) 各人は、自由に選択し、または自由に同意した労働によって自らの生活のために稼ぎ、自らの労働能力を処分する権利を有する。労働契約の自由は、これを保証する。

(2) 各人は、安全および衛生の要請に適った労働条件、および法律の定める最低基準を下回らない労働報酬を受け取る権利を有する。

(3) 国家は、住民の就業の保障に関する措置を講じ、職業教育および職業訓練、社会的必要を考慮した労働者の新技能訓練（職種変換訓練）のプログラムを実施し、失業手当の支給を保証する。

(4) 労働は自由である。強制労働は、ロシア連邦の条約が定める場合を除き、これを禁止する。

### 第 3 8 条

(1) すべての人は、休息の権利を有する。

(2) 雇用労働者は、一継続労働時間の制限の確立（エリツィン案；「連邦法律により」を追加）、週休、祝日、年次有給休暇、一連の職業および作業のための短縮労働日を保障される。

### 第 3 9 条

(1) 各人は、国家および自治体の保健システムにおいて、直接の支払いなしに、資格ある（専門的な）医療を受ける権利を有する（エリツィン案；「健康保険を含め」を追加）。

(2) 有料の医療サービスは、これを認める。

(3) 国家は、すべての保健システムの発展および医療サービスの質の向上を図る措置を講じ、健康の環境福祉および増進を可能にする活動を奨励する。

#### 第40条

(1) 各人は、老齢による場合、ならびに労働能力の喪失、扶養者を失った場合および法律の定めるその他の場合に、社会保障を受ける権利を有する。

(2) 年金、手当およびその他の形態の物的援助は、最低生活水準を下回らない生活を保障するものでなければならない。

#### 第41条

(1) 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的によってその住宅を奪われることはない。

(2) ロシア連邦は、財産の少ない者に対し、国家および自治体のフォンドにより住居の受領および取得を援助する。

(3) 国家は、住宅建設を促進し、住宅に対する権利を現実のものとする物的および法的な条件を整備する。

#### 第42条

(1) 初等教育は、義務であり、これを無償とする。

(2) 各人は、国立学校（国立の教育施設）において、無償の中等教育および高等教育を受ける権利を有する。

(3) 有償の教育は、これを認める。

#### 第43条

(1) 各人は、芸術的、学術的および技術的創造の自由に対する権利を有する。創造（創作）、研究および教育の自由は、知的財産権（所有権）は、法律によってこれを保護する。

(2) 各人が文化的生活中に参加し、文化施設を利用する権利は、これを認める。

### 第6章 権利および自由の保証

#### 第44条

(1) 各人は、その居所の如何に関わらず、その権利主体能力の承認に対する権利を有する。

(2) ロシア連邦は、権利および自由の裁判的保護を保証する。権利および自由を侵害する国家的および社会的な機関、施設および公務員の決定およびその他の作為または不作為は、これを裁判所に異議申立てを行うことができる。

(3) 各人は、国家的および社会的機関、施設および公務員の決定および作為または不作為に起因する健康にもたらされた損害、ならびに財産上および精神上の損害の国家による完全な補償を求める権利を有する。

(4) 裁判的保護の国内的手段が尽きた場合、各人は、ロシア連邦の条約が定める手続により、国際的な権利擁護機関に提訴することができる。

#### 第45条

(1) 各人は、すべての人は、法律に基づいて設置される権限のある独立の公平な裁判所による事件の審理を受ける権利を有する。

すべての人は、法律および裁判の下に平等である。

(2) 容疑者、被疑者または被告人は、その犯罪が法律の定める手続により立証され、法的

効力を有する裁判所の判決が確定するまでは、無罪とみなされる。容疑者、被疑者または被告人は、その無罪を証明する義務を負わない。有罪性において疑わしきは、その者に有利に解釈される。

(3) 有罪の判決を受けた者は、連邦法律の定める手続により、判決の再審を求める権利を有する。

(4) 何人も、同一の違法行為に対して重ねてその責任を問われることはない。

(5) 法律に違反して収集した証拠は、法律上の効力を有しない。

**第46条** (エリツィン案；46～50条は一括する)

(1) 各人は、自己の選択により、専門的な法律的援助を利用する権利を有する。法律の定める場合、この法律的援助は無料で行われる。

(2) 各逮捕または拘留された者は、逮捕または拘留のときから弁護士の援助を利用する権利を有する。

**第47条**

各人は、自ら独立に、法律的手段により、違法行為に対応し、脅迫的危険（差し迫つら危険）から権利擁護上の利益を守ることができる。

**第48条**

何人も、本人、配偶者および法律の定める範囲の近親者に不利な証言を義務づけられない。

証人の供述（証言）の義務を免れるその他の場合は、法律によってこれを定める。

**第49条**

犯罪を遂行した被疑者は、陪審員の参加の下での事件の審理を求める権利を有する。

陪審員の参加を得て審理する事件のカテゴリーは、法律によってこれを定める。

**第50条**

(1) 法律上の責任を設定し、または重くする法律は、遡及効を有しない。何人も、その行為の遂行時において違法行為と認められていない行為に対してその責任を問われることはない。違法行為の遂行後に、それに対する責任が廃止または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

(2) 何人も、一般に閲覧できるよう公式に公表されていない法律に基づいて、裁判を受け、または刑罰を課せられることはない。

**第51条**

(1) 国家的および社会的な機関、施設ならびに公務員は、各人が直接に自己の権利および自由に関係する文書および資料を知る機会を保障しなければならない。

(2) 被疑者が刑事事件の諸資料を知る手続は、連邦法律によってこれを定める。

**第52条**

(1) 人と市民の権利および自由の遵守、その実現の諸条件に対する監督は、ロシア連邦人権問題全権および現場でのその代表がこれを担う（エリツィン案；「ロシア連邦」を削除）。

(2) ロシア連邦人権問題全権（エリツィン案；「ロシア連邦」を削除）は、ロシア連邦最高会議の任期の期間に合わせて、最高会議（エリツィン案；「大統領の提案により」を追加）によって任命され、最高会議に対して報告義務を負い、ロシア連邦最高会議代議員と同様、不逮捕特権を有する。

- (3) 全権は、自己のイニシアティヴにより、または人権侵害を引き起こした行政機関もしくは公務員の行為の不服申立てにより調査し、代表制機関、行政機関および裁判機関における手続の再審を行うことができる。
- (4) ロシア連邦人権問題全権およびその部局の地位は、連邦法律によりこれを規制する。
- (5) ロシア連邦の共和国および州（ゼムリャー）は、それぞれの人権問題全権または同様に任務を有する機関を任命することができる。

### **第 5 3 条**

一時的な権利および自由の制限は、この憲法および連邦法律の定める手続によりその範囲内で、非常事態導入の場合にのみこれを認める。

## **第 7 章 義務**

### **第 5 4 条**

各人は、社会の正常な発展のために必要な憲法上の義務を履行しなければならない。

### **第 5 5 条**

- (1) すべての人は、ロシア連邦の憲法および法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉および尊厳を尊重しなければならない。
- (2) 公式に公表された法律の不知は、それを遵守しないことに対する責任を免れない。
- (3) 明らかに犯罪的な命令の執行は、その履行に対する責任を免れない。

### **第 5 6 条**

各人は、自然を大事にし、その富を保護し、環境を改善しなければならない。定められた自然保護基準の違反は、法律によって追及される。

### **第 5 7 条**

- (1) 各人は、歴史的および文化的な遺産の保護について配慮し、歴史および文化の記念物を大切にしなければならない。
- (2) 特別に保護された文化記念物のリストは、法律および地方自治機関の決定によりこれを定める。

### **第 5 8 条**

各人は、法律および地方自治機関の決定が定める手続および額の税および手数料を支払わなければならない。

### **第 5 9 条**

- (1) 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の責務である。ロシア連邦の市民は、連邦法律の定める範囲および形態で兵役に従事する（エリツィン案；「期間は1年」、これを移行規定に加える）。
- (2) 兵役への従事が市民の宗教的または思想的な信条に反する場合、連邦法律の定める別の選択肢である市民的（非軍事的）義務の遂行をもって代替させることができる。

## **第 3 編 市民社会**

### **第 8 章 市民社会の経済的基礎（原則）**

### **第 6 0 条**

- (1) 所有は、私的または公的な所有である。私的所有の権利は、個々の個人およびその団

体（連合）に帰属する。公的所有の権利は、国家、地域的共同体、社会団体、宗教団体（共同体）に帰属する。

(2) 法律によって、ロシア連邦、共和国および州（ゼムリヤー）の一定の所有客体および経済活動の種類に対する排他的権利を定めることができる。

(3) すべての財産所有者は、法律上同権であり、同一の法的保護を享受する。

## 第 6 1 条

(1) 所有（財産）権は不可侵である。

(2) 財産客体（物件）の強制収容は、社会的必要性、しかるべき根拠と証拠により、法律の定める厳格な条件、手続および規模の下で公正かつ完全な補償がなされる場合にのみこれを認める（エリツィン案；「外国の財産および投資の保証」を追加）。

## 第 6 2 条

(1) 土地および地下資源、水資源、動植物界は、当該の地域に居住する諸民族の利益を損う形でこれを利用するることはできない（エリツィン案；「および隣接領域の」を追加）。

(2) すべての天然資源は保護され、合理的に利用されなければならない。

## 第 6 3 条

土地は、私的所有または公的所有とする。土地所有および土地利用は、法律によってこれを規制する。

## 第 6 4 条

土地の利用者は、土地に対して配慮を持ってこれを扱い、その肥沃度を高めなければならない。土地に対する権利の行使は、以下のことを排除しなければならない。

- 1) 農業用用地の不適切な利用および耕作放置
- 2) 土地の肥沃土および環境状態に害となる土地の乱獲的および知識のない利用
- 3) 法律の定める範囲を超えた個人への土地の集中

## 第 6 5 条

ストライキの権利は、これを認める。ストライキは、それが人びとの生命または健康に脅威をもたらす場合には、これを認めない。ストライキの権利のその他の制限は、法律によってこれを定める。

## 第 6 6 条

国家は、消費者の利益を擁護し、諸費者の権利を擁護する社会の活動を支援する。消費者は、法律の定める手続により、商品およびサービスの生産者、商業、広告およびその他の組織に起因する損害を完全に補償される権利を有する。

## 第 6 7 条

競争の禁止、制限または排除を目的し、または結果としてそうなる可能性のある独占的活動は、これを禁止する。

## 第 6 8 条

ロシア連邦の領域においては、法律の定める条件および手続において、外国の組織および市民の企業活動を認める。

# 第 9 章 社会団体

## 第 6 9 条

- (1) 労働組合は、労働者の社会・経済的権利および法的利益の擁護、労働条件の保護および改善のためにこれを組織し、自由に活動する。労働者が、労働組合に参加し、または参加しない権利は、労働組合が国際的同盟に団結および加盟する権利は、これを保証する。
- (2) 労働組合は、労働協約の締結に際してそのメンバーを代表し、法律の禁止していない他の活動を行う。
- (3) いかなる労働組合も、排他的に、企業、部門のすべての労働者、同種の活動部門のすべての労働者を団結させ、それを代表する権利を有しない。

#### **第 7 0 条 (欠落；他の資料で確認の要あり)**

#### **第 7 1 条**

企業家は、その権利の行使のため、または労働組合、国家的およびその他の機関もしくは施設との相互作用のために団体を結成することができる（エリツィン案；「ロシア連邦の国内で」を追加）。

#### **第 7 2 条**

必要な場合、法律の定める範囲で、一定の専門的な活動を指導する機関（パラート）、同盟、参与会およびその他の団体を設立することができる。これらの団体には、国家によって一定の権限を与えることができる。

#### **第 7 3 条**

- (1) 政党は、社会の政治的意志を形成し、表現することを助け、代表を選ぶ代表制機関の選挙、ならびに執行権力機関の形成および活動に参加する。政党は、もっぱら法にかなった方法によって国家の政策に影響を及ぼす。政党は、ロシア連邦の憲法およびその他の法律の枠内でその活動を自由に（妨害されることなく）その活動を行う。その活動の制限は、法律に基づいて裁判所のみがこれを行うことができる。
- (2) 政党、その他の社会団体は、メンバーの自発性および自治に基づいて行動する。
- (3) 人種的、民族的、社会的、宗教的敵意および憎悪を宣伝し、暴力および憲法体制の暴力的転覆を呼びかける政党、大衆運動およびその他の社会団体は、これを認めない。これらの活動の禁止ならびにその解散および禁止は、裁判所の決定に基づいてのみこれを認める。
- (4) 政党组织の決定は、国家の機関および施設、企業、その従業員が、それらの職務上または職場の義務の遂行にあたって、拘束力を有することはできない。軍および武装部隊、国家機関、国立の企業、施設および団体において、政党の単位組織の設立は、これを認めない。

#### **第 7 4 条**

- (1) 社会団体は、その規約上の目的および任務に適う財産についてはこれを所有することができます。
- (2) 社会団体は、法人格を有する。

### **第 1 0 章 宗教および宗教団体**

#### **第 7 5 条**

- (1) 宗教、および宗教は、国家から分離される。
- (2) すべての宗教および宗教団体は、法のもとに平等である。

国家は、世俗的であり、いかなる宗教または無神論にも特別待遇を与えない。

(3) 国家は、宗教団体の合法的活動への不干渉を保証する。

## 第 7 6 条

法律の定める手続により登録された宗教団体は、独立してその内部事項を管理する。この宗教団体は、法人格を有し、その保有する建物、建造物、文化的意義を有する物件、慈善およびその他のフォンド、その他の財産を自由に保有し、使用し、処分する。

## 第 1 1 章 保育、教育、学術、文化

### 第 7 7 条

(1) 保育、教育、学術、文化は自由である。教育機関、学術および文化機関は、独立の組織および活動に対する権利を有する。高等教育機関および中等教育機関は、自治原則に基づいてその活動を行う。

(2) 国家の保育および教育システムは、世俗的性格を保持する。

### 第 7 8 条

教育を行う機関および人（者）は、自由で、他人の名誉、権利および自由を尊重する、道徳的かつ文化的な人格としての人間の形成に努め、自然および文化環境の保全に対する責任感を涵養しなければならない。

### 第 7 9 条

(1) 社会団体および個人は、法律の枠内で、保育、教育、学術および文化機関（施設）、保健、スポーツおよび休息施設を設立し、それを管理する権利を有する。

(2) 国家は、様々な形態の教育、無償教育の発展を支援し、各人の能力に応じた平等の就学機会の保障に務め、自学自習を奨励する。

### 第 8 0 条

(1) 国家は、学術の社会的承認を助長し、基礎的な学術研究の自由な発展のための条件を保障する。

(2) 秀でた学者の団体（アカデミー、協会、その他）は、市民社会の一部であり、学術の行政的管理を行うことはできない。

### 第 8 1 条

国家は、知的および芸術的な遺産の保存および保護、文化的価値の増進を保障し、文化の発展に協力する団体および個人の活動を奨励する。

## 第 1 2 章 家族

### 第 8 2 条

(1) 家族は、社会の自然的な基礎細胞である。家族、結婚、母性、子ども、高齢者は、社会と国家の保護の下におかれれる。

(2) 婚姻は、当事者の自発的な同意と同権に基づく。

### 第 8 3 条

(1) 親は、その子どもが成人に達するまで扶養する義務を負う。親には、子どもの養育に対する責任がある

(2) 国家および社会は、孤児および親の後見をなくした子どもの扶養、養育および教育を

保障し、これらの子どもに対する慈善活動を奨励する。

#### 第 8 4 条

- (1) 子どもは、親の出身およびその身分の別にかかわらず、法律のもとに平等である。
- (2) 子どもは、自分の意見を表明する権利、ならびに思想、良心および宗教の自由の権利を有する。
- (3) 国家は、子どもの養育および教育の形態および性格を、子どもおよびその親、または法律上の後見人が自己の信条にしたがって、自由に選択することを認め、それらが法律に反しないようこれを保障する。

#### 第 8 5 条

子どもは成人により、その親の世話をする義務を負う。

### 第 1 3 章 マスメディア

#### 第 8 6 条

マスメディアは自由である。検閲は、これを認めない。

#### 第 8 7 条

- (1) マスメディアは、市民、社会団体、国家的な機関および団体がこれを設立することができる。
- (2) マスメディアの独占は、これを認めない。

#### 第 8 8 条

政党およびその他の社会団体は、国有のラジオおよびテレビを平等に利用する権利を有する。

### 第 4 編 連邦構造

#### 第 1 4 章 ロシア連邦の構成および領土 (エリツィン案；ロシア連邦構成主体のリストを移行規定に加える)

#### 第 8 9 条

- (1) ロシア連邦は、共和国、州（ゼムリャー）からなり、単一のロシア連邦の領域を構成する（エリツィン案；「主権、民族・国家形成」を加える）。
- (2) 共和国および州（ゼムリャー）の憲法体制は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。
- (3) 共和国、州（ゼムリャー）の領域的構成は、自治的な地域的単位（共同体）を含み（エリツィン案；「共和国（州）自治的な地域的単位からなる」とする。他の憲法を調査せよ）、そのシステムは、共和国、州（ゼムリャー）の憲法がこれを定める。
- (4) この憲法を承認する任意の国家（エリツィン案；「または地域的単位（共同体）」に変える）は、共和国、州（ゼムリャー）としてロシア連邦の構成員となることができる（エリツィン案；「その住民の意思表示に基づいて」を加える）。

#### 第 9 0 条

- (1) ロシア連邦の構成、領土および国境の変更は、ロシア連邦最高会議の同意を必要とする。
- (2) 領土の取得および譲渡に関するロシア連邦の条約は、この憲法の改正について定める

手続にしたがいこれを批准し、その境界通過ラインの確認に関する条約は、一般手続によりこれを批准する。共和国または州（ゼムリヤー）の領域が境界変更の影響を受ける場合は、条約の批准のためにその同意を必要とする。

（3）共和国（州（ゼムリヤー））の間の境界は、それらの間の相互条約にしたがってこれを変更することができる。

## 第 9 1 条

現存の共和国および州（ゼムリヤー）の領域に新しい共和国、州（ゼムリヤー）を形成する手続は、ロシア連邦の法律によってこれを定める。

## 第 15 章 ロシア連邦、共和国および州（ゼムリヤー）の 権限

### 第 9 2 条

- （1）ロシア連邦の管轄には、次の事項が含まれる（エリツィン案；同義語について検討）。
- 1) ロシア連邦憲法、連邦法の採択および改正、その遵守に対する監督
  - 2) 新しい共和国および州（ゼムリヤー）のロシア連邦への編入
  - 3) ロシア連邦の国籍
  - 4) 連邦の国家機関に関する立法
  - 5) 連邦国有財産とその管理
  - 6) 国防および国家安全保障；武器、弾薬、有毒物質、麻薬の生産およびその使用手続
  - 7) 統一的な全ロシア市場の一般的法原則の制定、関税、為替、信用の規制、通貨発行、連邦銀行および連邦準備金システムを含む連邦の経済業務の管理
  - 8) 連邦税および手数料；共和国および州（ゼムリヤー）における課税原則の制定；連邦予算
  - 9) 連邦抵触法
  - 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係
  - 11) 国境管理、領海管理、経済水域および大陸棚
  - 12) 刑事および刑事訴訟立法、大赦および特赦
  - 13) 連邦エネルギー・システム、原子力発電、放射線物資；連邦の運輸、交通および通信；宇宙開発事業
  - 14) 標準規格、度量衡および標準時の計算；公式統計調査
  - 15) ロシア連邦憲法により連邦国家機関の管轄とされるその他の対象
- （2）共和国および州（ゼムリヤー）は、この憲法およびロシア連邦の法律の定める範囲と形態において連邦権限の行使に参加する。

### 第 9 3 条

- （1）ロシア連邦と共和国および州（ゼムリヤー）の管轄には、次の事項が含まれる。
- 1) 人と市民の権利および自由、適法性、法秩序ならびに社会的安全の保障
  - 2) 民事および商事、労働、行政、民事訴訟および行政訴訟の立法；著作権、特許権および版権、知的財産権の保護
  - 3) 裁判所、弁護士制度、公証人役場
  - 4) 全連邦的意義を有する天然資源；自然利用；環境保護、歴史的記念物および文化財の保護；国立公園、自然保護区および禁業区（禁猟、禁漁、伐採禁止）

- 5) 養育、教育、学術および文化題
  - 6) 保健および社会保障
  - 7) 共和国および州（ゼムリヤー）の国籍（市民権）
  - 8) 検疫および自然災害対策（との闘争）
  - 9) 国家的職務
- (2) 本条の第1項にいう問題について、ロシア連邦は立法の原則を制定することができ、共和国、州（ゼムリヤー）はこれに基づいて法的規制を行う。共和国および州（ゼムリヤー）は、ロシア連邦がその立法の権利を行使しなかった場合には、これらの問題について法律を制定することができる。共和国および州（ゼムリヤー）の法律が連邦法律との間に不一致がある場合は、連邦法律を適用しなければならない。

#### 第94条

- (1) 共和国、州（ゼムリヤー）の管轄には、次の事項が含まれる（エリツィン案；「共和国、州（ゼムリヤー）の所有」に触れること）。
    - 1) 共和国、州（ゼムリヤー）の憲法の制定および改正、その遵守に対する監督
    - 2) 共和国、州（ゼムリヤー）における権力機関の形成および活動の組織
    - 3) 連邦機関における立法発議
    - 4) この憲法にしたがったロシア連邦最高会議の形成および活動への参加
    - 5) 共和国、州（ゼムリヤー）の経済的、社会的および文化的発展のプログラム
    - 6) 共和国、州（ゼムリヤー）の予算；地方税および手数料、予算外のフォンド
    - 7) 共和国、州（ゼムリヤー）の領域的区分
    - 8) ロシア連邦の排他的管轄事項以外の国際交流
    - 9) 人口の少ない民族およびエスニック共同体の固有の生活環境の保護、すべての民族の民族的、経済的、文化的および言語的な発展のための条件の整備  - 10) 身分事項のアクト
  - 11) 共和国、州（ゼムリヤー）の賞および名誉称号
  - 12) この憲法の規定に反しないその他の権限
- (2) 共和国および州（ゼムリヤー）は、その権限の範囲内で、この憲法に反しない協定を相互に締結することができる。

#### 第95条

- (1) ロシア連邦は、共和国、州（ゼムリヤー）との協定により、その権限の一部を共和国、州（ゼムリヤー）の管轄に移譲することができる。
- (2) 共和国、州（ゼムリヤー）は、ロシア連邦との協定により、その権限の一部をロシア連邦の管轄に移譲することができる。

#### 第96条

- (1) 共和国、州（ゼムリヤー）の領域内において、ロシア連邦の法律およびその他のアクトは、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦、共和国、州（ゼムリヤー）の権力機関がこれを執行する。
- (2) 共和国、州（ゼムリヤー）の機関および施設が、その権限の範囲内で交付した法律文書は、ロシア連邦の全土においてこれを承認する。

## 第16章 公用語

### 第97条

- (1) ロシア連邦の公用語は、ロシア語である。ロシア語はすべての国家機関および施設においてこれを使用するものとする。
- (2) 各共和国、州（ゼムリャー）は、その国家機関および施設において、ロシア連邦の公用語とともに使用するそれぞれの公用語を独自に定めることができる。

## 第5編 国家権力の体系

### 第17章 ロシア連邦最高会議

### 第98条

ロシア連邦最高会議—連邦議会は、ロシア連邦の最高の代表制機関で、唯一の立法機関である。

### 第99条

- (1) 最高会議は、国家会議および連邦会議の 2 つの院からなる。両院は、4 年任期で同時にこれを選挙する。
- (2) 国家会議は、300 議席からなり、ロシア連邦の市民が地域選挙区ごとにその選挙人の人数に比例してこれを選挙する。
- (3) 連邦会議には、各共和国および州（ゼムリャー）から 3 人ずつがそれぞれの市民によって選挙される（エリツィン案；「その立法議会によって選挙される」とする必要がある）。
- (4) ロシア連邦最高会議の代議員に選挙することができるのは、18歳に達した選挙権を有する任意のロシア連邦市民である。何人も、同時に両院の代議員となることはできない。

### 第100条

ロシア連邦最高会議は、

- 1) ロシア連邦の管轄に属する問題に関する法律を制定し、
- 2) ロシア連邦のレフェレンダム—全ロシア人民投票の実施に関する決定を採択し、
- 3) 新しい共和国および州（ゼムリャー）をロシア連邦に加入させ、
- 4) ロシア連邦の連邦予算を承認し、その執行を監督し、その修正を行い、連邦税および手数料を定め、連邦債、経済的およびその他の援助に関する決定を採択し、通貨発行に対する監督を行い、
- 5) (エリツィン案；第 5 項という位置に同意できない) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦大臣会議の議長（首相）および閣僚（エリツィン案；「大臣会議の閣僚」を削除）、ロシア連邦国務長官、ロシア連邦の国家評議会および安全保障会議のメンバーの任命に同意を与え、執行権力の活動に対する監督を行い、ロシア連邦大統領の信任問題を解決し（エリツィン案；「ロシア連邦大統領の信任問題を解決し」を削除）、
- 6) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所およびその他の連邦裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、
- 7) ロシア連邦人権問題全権ならびにロシア連邦国家会計検査院の長官および検査官を任命し、罷免し（エリツィン案；「ロシア連邦大統領の提案により」を付加）、
- 8) ロシア連邦の大統領、副大統領、および本条の第 5 項および第 6 項に掲げる公務員を

この憲法の定める場合にその手続きにしたがって罷免し、

- 9) 主権国家同盟（共同体）の枠内の国家間条約を含むロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 10) 国家賞を定め、名誉称号、特別称号を定め（エリツィン案；ロシア連邦大統領にこの権限を与えるべき）、
- 11) 大赦令を布告し、
- 12) 非常事態の宣言、延長および解除に関する決定を行い、
- 13) この憲法の定めるその他の権限を行使する（エリツィン案；どのような権限か、むしろ削除したほうがいい）。

## 第 1 0 1 条

ロシア連邦最高会議は、任意のロシア連邦の任意の国家機関および公務員に対し、任意の情報および文書を要求し、受領し、検討することができる。

## 第 1 0 2 条

- (1) 最高会議は、常設の機関である。
- (2) 最高会議の両院は、法にしたがい、選挙の日から 4 週間経過した後の火曜日にこれを招集する。緊急の場合、ロシア連邦大統領は、この時に前の期のロシア連邦最高会議の権限が消滅する。
- (3) ロシア連邦最高会議の活動は、この憲法および両院の議事規則が定める手続にしたがってこれを行う。
- (4) ロシア連邦の全土に布告された非常事態の期間にロシア連邦最高会議の任期が満了する場合は、非常事態宣言と同時に、ロシア連邦最高会議はその任期の延長に関する決定を採択する。
- (5) 選挙は、ロシア連邦最高会議の任期が満了する年の 3 月の第 2 日曜日に、これを実施する。選挙運動は、選挙の日の 3 ヶ月前からこれを始める。

## 第 1 0 3 条

- (1) ロシア連邦最高会議の各院は、その議長および副議長を選挙し、それぞれの議事規則を定め、
- (2) 両院は、その代議員により常任委員会および臨時委員会を組織する。
- (3) 両院の決定により、合同委員会を設置することができる。
- (4) 両院、各院の委員会、両院合同委員会は、ロシア連邦最高会議の立法およびその他のアクトの草案を審議し、法律の執行に対する監督を行い、議会調査および議会聴聞を実施する。
- (5) 公務員および市民は、その招聘によりロシア連邦最高会議、両院、その委員会および合同委員会に参加し、所定の期間内に必要な情報および文書を提出しなければならない。両院、常任委員会および特別委員会の勧告は、遅滞なく検討し、その結果に関して通知しなければならない。
- (6) 各院は、出席第議員数の如何に関わらず、法律およびその他の決定の採択権を持たないで、手続上の問題を除く法案およびその他の問題を審議する目的で両院全体の委員会として活動することができる。

## 第 1 0 4 条

- (1) ロシア連邦最高会議における立法発議権は、その代議員、委員会および両院合同委員会、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、その他の連邦裁判所、ロシア連邦検事総長、ロシア連邦人権問題全権、共和国および州（ゼムリャー）の立法機関、ならびに30万人以上の選挙人グループに属する。
- (2) 法案は両院に同時にこれを提出する。両院は、別々にこれを審議し、採択する。
- (3) 法律は、両院のそれぞれにおいて選挙された代議員の多数が賛成投票した場合、これを採択されたものとする。
- (4) 両院の間で不一致がある場合、対等原則で（同数からなる）両院協議委員会が設置される。協議された法案は、両院のそれぞれにおいて改めてこれを審議する。協議が成立しなかった場合は、法案は否決されたものとされ、1年間はこれをふたたび上程することはできない。
- (5) ロシア連邦最高会議が制定した法律は、その採択日から14日以内にロシア連邦大統領がこれに署名し、公式に公布する。この期間内に、ロシア連邦大統領は、法律をロシア連邦最高会議の再審議にかけるために自分の反対意見を付して差し戻すことができる。再審議において法律がそれぞれの院の代議員の投票の3分の2の多数で採択された場合、ロシア連邦大統領は7日以内にこれに署名し、公布しなければならない。
- (6) 法律は、公布の3日後以降にこれを施行する。

## 第105条

- (1) 両院合同会議は、ロシア連邦大統領の教書および大臣会議の報告の聴聞、両院の間に不一致がある場合の連邦予算の採択、非常事態の宣言のために、ならびに法律の審議または採択に関連しないその他の場合で両院の決定したときに、これを招集する。
- (2) 合同会議は、両院の議長が交互にその議長を務める（エリツィン案；「なぜ最高会議議長ではないのか」説明せよ）。

## 第106条

ロシア連邦憲法の改正および補正、連邦予算に関する法案、大臣会議の編成、大統領、副大統領およびこの憲法第100条第4項および第5項に掲げるその他の公務員の解任に関する問題の審議の場合、発言者（登壇者）リストが完全に終了するまで論議を打ち切ることは認めない（エリツィン案；この点は擬似規則の方が手っ取り早い）。

## 第107条

- (1) ロシア連邦最高会議の代議員は、以下の権利を有する。
  - 1) 法案の提出およびその策定についての提案
  - 2) ロシア連邦の任意の機関または公務員に対する口頭または文書による質問；質問を受けた機関または公務員は、法律の定める期間内に、ロシア連邦最高会議、両院、常任委員会および特別委員会において口頭または文書による回答を行わなければならない。
  - 3) 議事規則の枠内で議案に関わる問題についてロシア連邦最高会議および両院において発言すること
  - 4) 自己推薦を含め、ロシア連邦最高会議、委員会および合同委員会における選挙制の役職、ロシア連邦人権問題全権、ロシア連邦会計検査院の議長および検査官の職務の候補者の推薦（エリツィン案；会計検査院に関する条項を作れ）
  - 5) 任意の公務員、市民のロシア連邦最高会議、その各院、常任委員会および特別委員会

への招致の問題の提起、ならびにこの憲法および連邦法律が定めるその他の権利

(2) 代議員は、その任期中にいかなる国家的職務およびその他の職務に従事し、または企業活動に従事することはできない。

(3) 代議員は、法律にしたがって報酬およびその支出の弁済を受けるものとし、いかなる他の定期的な報酬を受け取ることはできない。

(4) 代議員は、不逮捕特権を有する。代議員は、重大な犯罪による逮捕の場合を除き、両院の同意なしに逮捕され、勾留され、捜索、身体検査、裁判手続により課せられる行政罰の処分を受け、刑事責任を問われることはない。

両院に対するしかるべき申入れは、ロシア連邦最高裁判所長官がこれを行う。

(5) 国家機関および公務員は、代議員がその権限を遂行することに協力しなければならない。

## 第18章 ロシア連邦大統領

### 第108条

(1) ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の最高の公務員である。大統領は、執行権の長であり、内外関係においてロシア連邦を代表する。

(2) ロシア連邦大統領には、選挙権を有する35歳以上のロシア連邦の市民のみが選挙される。

(3) ロシア連邦大統領は、代議員となり、他の任意の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。

(4) ロシア連邦大統領は、4年の任期でこれを選挙する。何人も2期を越えて大統領の職に選挙されることはできない。ロシア連邦大統領の選挙手続は、法律によってこれを定める。

(5) ロシア連邦大統領は、次のような宣誓をもってその職に就く。

「私は、ロシア連邦大統領の権限を行使するにあたり、ロシア連邦の憲法と法律を遵守し、その主権を擁護し、人と市民の権利および自由、ロシア連邦の諸民族の権利を尊重し保護し、私に課せられた義務を誠実に履行することを宣誓する。」

宣誓は、ロシア連邦の最高会議の両院および憲法裁判所の合同会議において行われる。この会議は、ロシア連邦最高会議の選出の後30日以内にこれを開催する（エリツィン案；「ロシア連邦大統領」に変える）。

この会議は、ロシア連邦憲法裁判所長官がその議長を務める。

### 第109条

ロシア連邦大統領は、

1) ロシア連邦大臣会議の活動を指導し、その会議において議長を務め、ロシア連邦安全保障会議およびロシア連邦国家評議会（エリツィン案；「執行権力のラインに関連させて、「連邦問題評議会」を加える」の議長となり、連邦執行権力機関の一般的指導を行い、「ロシア連邦安全保障会議およびロシア連邦国家評議会の議長となり」が重複して記載されているが、印刷ミスと思われる）

2) 法律の定める手続により、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長の候補者をそ

の任命のためにロシア連邦最高会議に提案し

- 3) ロシア連邦最高会議の同意を得て、ロシア連邦大臣会議の議長および閣僚（エリツィン案；「閣僚」は削除）、ロシア連邦国務長官およびロシア連邦国家参事官（顧問）、安全保障会議委員（エリツィン案；「安全保障会議委員」を削除）を任命し、
- 4) 共和国および州（ゼムリヤー）における連邦全権代表、ならびに連邦執行権力のシステムにおけるその他の公務員を任命し、
- 5) ロシア連邦大臣会議の議長（首相）および閣僚、ならびに大統領が任命するその他の公務員を解任し、
- 6) ロシア連邦の外交代表を任命しましたは召喚し、ロシア連邦大統領にあてられた外交代表の信任状および召喚状を受理し、
- 7) 主権国家同盟（共同体）の枠内での国家間条約を含め、ロシア連邦の条約の交渉を行い、それに調印し、
- 8) ロシア連邦最高会議に対し、連邦プログラムの遂行、ロシア連邦の内外政策の実行に関する年次報告を行い、人民およびロシア連邦最高会議に向けた教書を提出し、
- 9) ロシア連邦最高会議との同意により、ロシア連邦レフエレンダムー全ロシア人民投票を公示し、
- 10) ロシア連邦軍最高司令官となり、ロシア連邦最高会議の同意を得て、軍の上級司令官を任命し、解任し、軍の上級の階級を授与授し、国家および社会の安全保障に関する措置を講じ、ロシア連邦の防衛政策を遂行し、
- 11) 非常事態を宣言し、
- 12) 法律にしたがってロシア連邦の国籍問題を解決し、
- 13) ロシア連邦の裁判所によって有罪とされた市民の特赦の権利を行使し、
- 14) ロシア連邦国家賞を設け、ロシア連邦名誉称号および特別称号を授与し、
- 15) ロシア連邦の憲法および法律によって課せられたその他の権限を遂行する。

## 第 1 1 0 条

ロシア連邦大統領は不逮捕特権を有し、法律によって保護される。

## 第 1 1 1 条

- (1) ロシア連邦大統領は、その権限を行使するにあたり、ロシア連邦の憲法および法律に反することはできず、ロシア連邦の全領域で義務づけられる（エリツィン案；「その執行を」を追加）、大統領令および命令を公布する。

- (2) ロシア連邦大統領は、協議機関を設置することができ、その地位は連邦法律によってこれを定めるものとする。

## 第 1 1 2 条

- (1) ロシア連邦大統領が、故意によりロシア連邦憲法またはロシア連邦のその他の法律の重大な違反を犯した場合は、これを罷免することができる。ロシア連邦大統領の罷免に関する事件の手続は、ロシア連邦最高会議のいずれかの院の代議員の3分の2以上の投票によって提起される。この場合、事件は、ロシア連邦憲法裁判所に送致され、憲法裁判所が罷免の事由の有無について判断を下す。罷免事由がある場合、ロシア連邦最高会議のもう一方の院が3分の2以上の多数の投票によってロシア連邦大統領を罷免することができる。
- (2) ロシア連邦大統領を罷免された者は、違法行為の事実が立証されたとみなされる場合、

一般手続により違法行為遂行に対する責任を追及される。

#### 第 1 1 3 条 (エリツィン案 ; 「大統領府 (庁) を規定する条項を追加する」)

- (1) ロシア連邦大統領とともに、ロシア連邦副大統領が選ばれる。その候補者は、ロシア連邦大統領の候補者がこれを推薦する。ロシア連邦大統領候補に対する投票は、同時にその推薦する副大統領候補に対する投票を意味する。ロシア連邦副大統領の候補者は、この憲法第 108 条第の要件を満たさなければならない。
- (2) ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領の委任により、その一定の権限を行使することができる。ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領がその権限を行使する状況にない場合、ロシア連邦大統領の義務を遂行する。この場合、ロシア連邦副大統領の権限は、3 日のうちにロシア連邦最高会議によって承認を受けなければならない。
- (3) ロシア連邦大統領の死亡、辞任、ロシア連邦憲法裁判所によるロシア連邦大統領の職務遂行能力の喪失の確認の場合、ならびに大統領の罷免された場合、ロシア連邦副大統領は、新たな大統領選挙までの間、ロシア連邦大統領となる。
- (4) ロシア連邦副大統領は、ロシア連邦大統領と同じ事由および手続により、罷免される。
- (5) ロシア連邦副大統領の死亡、辞任、ロシア連邦憲法裁判所によるロシア連邦大統領の職務遂行能力の喪失の確認、罷免、ならびにロシア連邦副大統領が大統領に就任した場合、大統領は、ロシア連邦副大統領を任命する。この副大統領は、ロシア連邦最高会議の両院において選挙された代議員の多数による承認の後にその職に就く。
- (6) ロシア連邦大統領および副大統領が同時にその権限を行使することができない場合は、ロシア連邦大統領の義務は、新たな大統領選挙までの間、連邦会議議長、国家会議議長、ロシア連邦大臣会議議長に、この順で移行する。

### 第 1 9 章 連邦執行権力のシステム

#### 第 1 1 4 条

以下のものが、ロシア連邦大統領の主宰のもとにある連邦執行権力である。

- 1) ロシア連邦安全保障会議
- 2) ロシア連邦国家評議会
- 3) ロシア連邦大臣会議
- 4) ロシア連邦大統領官房 (エリツィン案 ; 「序」)

#### 第 1 1 5 条

- (1) ロシア連邦国家評議会は、ロシア連邦の内外政策の基本方向に関してロシア連邦大統領に勧告を行い、必要な場合にロシア連邦最高会議において大統領が立法発議を行うよう提案し、ロシア連邦大統領と共和国および州 (ゼムリヤー) の国家機関および施設、社会団体との相互関係を保障する。

- (2) ロシア連邦国家評議会には、ロシア連邦の大統領、副大統領、大臣会議議長、国務長官、国家参事官、個々の大臣が、その役職上、そのメンバーとなる。

- (3) ロシア連邦国家評議会の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

#### 第 1 1 6 条

- (1) ロシア連邦安全保障会議は、国防、国家の敬愛的およびエコロジー上の安全保障、非常事態の防止および復旧、社会における安定および法秩序の保障の問題を検討する。ロシ

ア連邦安全保障会議は、上記の領域における政策の遂行および必要な場合のロシア連邦最高会議における立法発議に関してロシア連邦大統領に勧告する。

- (2) ロシア連邦大統領はロシア連邦安全保障会議の議長であり、副大統領は副議長である。
- (3) ロシア連邦国家評議会には、ロシア連邦の大臣会議議長、ロシア連邦の国防および安全保障を関わる連邦官庁の長がその役務上、ならびにロシア連邦大統領が最高会議の同意を得て任命するその他の者が、そのメンバーとなる。
- (4) ロシア連邦安全保障会議の組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

### 第 1 1 7 条

- (1) ロシア連邦大臣会議は、執行機関であり、ロシア連邦大統領の指導の下に活動し、大統領に対して報告義務を負う。
- (2) ロシア連邦大臣会議は、大臣会議の議長、副議長、大臣および法律の定めるその他の公務員からこれを構成する。大臣会議議長は、大臣会議のメンバーの活動を調整し、その活動の一般的指導を行う。
- (3) ロシア連邦大臣会議のメンバーは、代議員、選挙による地方自治機関のメンバーとなり、またはその他の国家的職務もしくは地方自治のシステムにおける職務に従事し、企業活動に従事し、営利会社の指導機関のメンバーとなり、その他の職業的活動を行うことはできない。
- (4) ロシア連邦大臣会議は、ロシア連邦の最高国家権力機関および大統領の策定する政策を遂行する。この権限の行使にあたり、大臣会議は、決定および処分の起案および採択の手続を独立して定める。これらのアクトは、ロシア連邦の憲法およびその他の法律およびその補正、ならびにロシア連邦大統領令に基づいてこれを制定する。大統領は、大臣会議のアクトを変更し、またはこれを取り消すことができる。

- (5) ロシア連邦大臣会議は、毎年、その活動についてロシア連邦最高会議に報告する。いずれかの院の質問にしたがい、大臣会議または大臣は、その管轄する事項に関わる質問について報告を提出しなければならない。

- (6) ロシア連邦大臣会議およびそのメンバーの地位は、連邦法律によってこれを定める。

### 第 1 1 8 条

- (1) ロシア連邦最高会議によって大臣会議の不信任問題の決定がなされた場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦大臣会議を総辞職させる。
- (2) ロシア連邦大臣会議に対する不信任の提起は、ロシア連邦最高会議の任意の院または100人以上の最高会議の代議員がこれを行うことができる。

ロシア連邦大臣会議の信任に関する問題は、大統領によってもこれを最高会議に提出することができる。

- (3) ロシア連邦大臣会議に対する不信任決議は、ロシア連邦の選挙された代議員の賛成が各院において過半数で可決された場合に、これを採択されたものとする。

### 第 1 1 9 条

- (1) ロシア連邦大統領官房は、ロシア連邦大統領によるその国家的権限の行使を保障する。
- (2) ロシア連邦大統領官房には、審議、諮問、監督、事務（技術）および補助の各部局が置かれる。
- (3) ロシア連邦大統領官房の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定め

る。

## 第 1 2 0 条

- (1) 共和国および州（ゼムリヤー）における連邦官庁の地方部局の活動は、ロシア連邦大統領が任命する連邦全権代表がこれを調整する。連邦職務の構成、配置および地方部局は、ロシア連邦大統領がこれを定める。
- (2) 連邦の裁判権力、連邦検察機関およびロシア連邦人権問題全権の機関と共和国、州（ゼムリヤー）の権力機関および地方自治機関の間の相互関係の手続は、連邦法律によってこれを定める。
- (3) 共和国、州（ゼムリヤー）および地方における連邦官庁の地方部局は、連邦法律およびロシア連邦の管轄に属する諸問題に関するその他のアクトの直接的執行を行う。これらの機関が、法律ならびにロシア連邦、共和国、州（ゼムリヤー）および自治的な地域共同体の管轄に属する諸問題に関するその他のアクトの調和の取れた執行を保障する。

## 第 2 0 章 共和国および州（ゼムリヤー）の権力の組織原則

### 第 1 2 1 条（エリツィン案；執行権力の上下のシステムがない）

- (1) 共和国、州（ゼムリヤー）の権力機関のシステムは、この憲法の第 6 条の定める権力の分立の原則にしたがってこれを構築する。
- (2) 共和国および州（ゼムリヤー）の権力の組織は、以下のからなる。
  - 1) 立法議会
  - 2) 市民または立法議会の選挙による最高公務員（首長）
  - 3) 立法議会（エリツィン案；「およびロシア連邦大統領」）に対して責任を首班に代表される政府
  - 4) 共和国、州（ゼムリヤー）の最高裁判所、および地方裁判所
- (3) 共和国、州（ゼムリヤー）は、その憲法において独自に、立法権、執行権および裁判権の機関の構成形態を定める。
- (4) 共和国、州（ゼムリヤー）は、その権限の枠内で、その領域単位における共和国、州（ゼムリヤー）の執行権力の地方部局を設置することができる。

## 第 2 1 章 地方自治

### 第 1 2 2 条

- (1) 地方自治は、共和国および州（ゼムリヤー）が区分する領域単位における領域的共同体によってこれを実現する。
- (2) 地方自治の組織および活動は、共和国、州（ゼムリヤー）の憲法および法律によってこれを規制する。

### 第 1 2 3 条

- (1) 自治的な領域的共同体の管轄には以下の事項が属する。
  - 1) 地方予算
  - 2) 共和国、州（ゼムリヤー）の法律の定める地方税および手数料の設定
  - 3) 共和国、州（ゼムリヤー）の法律が定める経済、日常生活、社会、文化、エコロジーの諸問題およびその他の地方的意義をもつ諸問題の解決

(2) 地方自治機関は、その権限の範囲において、ロシア連邦の憲法および法律、共和国、州（ゼムリャー）の憲法および法律の枠内で国家権力から独立して行動する。

第124条（エリツィン案；執行するのは誰かを追加する）

(1) 地方自治機関（バリアント；「代表制および執行機関である」）は、共和国、州（ゼムリャー）の領域的単位の住民がこれを選舉する。

(2) 地方自治機関は、法人である。

第125条

(1) 地方自治機関の法令は、ロシア連邦、共和国、州（ゼムリャー）の法律に違反することはできない。

(2) ロシア連邦、共和国、州（ゼムリャー）の憲法または法律に違反する地方自治機関の違法な法令の効力は、共和国、州（ゼムリャー）の政府、またはロシア連邦全権代表がこれを差し止めることができる。この問題の最終的解決は、共和国、州（ゼムリャー）の最高裁判所がこれを行う。

第126条

居住区域において、社会的自治の末端の地域集団およびその連合体を組織することができる。これらの集団および連合体は、法人格を有する。

## 第22章 裁判権

第127条

(1) 裁判権力は、市民的平和、人と市民の権利および自由の保護者として、ロシア連邦における適法性および公正を保障する。

(2) 裁判権は、裁判所のみに属し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形態でこれを行使する。

第128条

(1) 裁判官は、独立であり、法律および良心のみに従う。裁判官の不可侵は、法律によってこれを保証する。

(2) 裁判官は、治安判事をのぞき、終身である。裁判官は、法律の定める年齢に達したときに退職する。連邦裁判所の裁判官は、この憲法の第116条に定める事由がある場合、その手続により、これを罷免する。

(3) 共和国、州（ゼムリャー）の裁判所の裁判官は、共和国、州（ゼムリャー）の立法議会によってこれを解任する。

(4) 裁判官は、代議員となり、政党に加入し、何らかの他の有給の職務に従事し、または企業活動を行うことはできない。裁判官は、学術および教育の活動を認められる。

第129条

ロシア連邦の市民は、裁判の実施に参加し、陪審員の義務を履行する。

第130条

(1) ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所、最高仲裁裁判所、その他の連邦裁判所、共和国および州（ゼムリャー）の裁判所、治安裁判所からなる。

(2) 特別裁判所は、連邦方リス、共和国、州（ゼムリャー）の法律によってこれを設置することができる。これらの裁判所は、一般規則により裁判を行い、ロシア連邦最高裁判所

の監督を受ける。

- (3) 非常裁判所および軍事法廷の設置は、禁止する。
- (4) 連邦裁判所の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

### 第 1 3 1 条

何人も、連邦法律の定める裁判所において事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

### 第 1 3 2 条

(1) ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦の全領域におけるその憲法体制、人の基本的権利および自由の擁護、ロシア連邦憲法の最高性および直接効力の維持のために、以下の事項に関する憲法適合性事件を審理する。

1) 主権国家同盟（共同体）の枠内の国家間条約を含む、批准または施行前のロシア連邦の条約

\* この項以降欠落

\* 第 1 3 3 条～第 1 3 6 条は欠落

## 第 2 3 章 檢察機関および捜査取調委員会

### 第 1 3 7 条

(1) 檢察機関は、市民、社会および国家の権利および自由が侵害された場合、刑事訴追を行わなければならない。

検察機関は、犯罪の起訴前の捜査取調べおよび刑の執行に対する監督を行う。

(2) 刑事裁判におけるロシア連邦の名においてなされる公訴は、検事がこれを行う。

(3) 檢察機関の組織、権限および活動は、連邦法律によってこれを定める。

### 第 1 3 8 条

(1) ロシア連邦捜査取調委員会（エリツィン案；専門家はこうした機関に反対している。この条項は何年か後に・・・として移行規定に移す）およびその機関は、刑事事件に関する起訴前取調べを行う。

(2) 捜査取調委員会の組織、権限および活動は、連邦法律によってこれを規制する。

## 第 2 4 章 財政および予算

### 第 1 3 9 条

(1) ロシア連邦の国家予算システムは、それぞれ独立した部分として、ロシア連邦の連邦予算、共和国、州（ゼムリャー）の予算、および地方予算からなる。

(2) 共和国、州（ゼムリャー）は、独自の予算システムを有し、財政自主権を享有する。共和国、州（ゼムリャー）の予算政策は、この憲法、共和国、州（ゼムリャー）の憲法、および法律の定める予算システムの一般原則にしたがってこれを実施する。

### 第 1 4 0 条

(1) ロシア連邦の連邦予算は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議が毎年これを採択する。

(2) ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦最高会議の両院の予算委員会およびロシア連邦国家会計検査院の判断を受けた後に連邦予算の逐条ごとの審議を行い、これを採択する。

(3) 連邦予算案は、この憲法の第104条が定める手続により、ロシア連邦最高会議の両院がこれを審議する。両院の間で合意が得られない場合、連邦予算は、ロシア連邦最高会議の両院合同会議において出席した代議員の投票の多数によってこれを採択する。

(4) ロシア連邦の会計年度は、翌年度の1月1日を始まりとする。連邦予算に関する法律が翌年の会計年度が始まるまでに施行されない場合は、その施行までのあいだの支出は、前年の会計年度の予算にしたがって行う。この場合、ロシア連邦最高会議は、その他の予算支出にかかる資金調達の臨時手続を定めることができる。

(5) ロシア連邦最高会議が歳入を超える歳出の連邦予算を採択した場合、連邦予算に関する法律において、赤字の補填の源泉および方法を定めるものとする。

#### 第141条

(1) 連邦予算の歳入は、法律の定める連邦税、その他の義務的納付金、国有財産による収入およびその他の収入によってこれを形成する。

(2) 連邦予算の歳出は、その支出部分の費目にしたがって連邦予算からこれを行う。

(3) ロシア連邦最高会議は、法律によって予算外の特別（特定）財政フォンドを設立し、その執行に対する監督を行う。

予算外フォンドの財源は、自己資金等の利用資金および予算割当金をもって充てる。

#### 第142条

(1) ロシア連邦大統領は、ロシア連邦最高会議に対し、連邦予算の執行に関する費目ごとの報告を会計予算年度の終了後2カ月以内に提出する。

(2) 最高会議は、ロシア連邦最高会議の予算委員会および国家会計検査院の判断に基づいた予算執行に関する報告書について3カ月以内にこれを審議しなければならない。

(3) 連邦予算の執行に関する逐条的報告は、公表されなければならない。

#### 第143条

(1) ロシア連邦中央銀行は、ロシア連邦最高会議に対して報告義務を負い、執行権力機関からは独立した機関である（エリツィン案；問題がある、表現形式を考える必要がある）。

\*(2)項以降、欠落か？

### 第25章 防衛および安全保障

#### 第144条

(1) ロシア連邦軍は、その国家主権および領土保全の擁護のためにこれを創設することができる。

(2) 軍は、職業軍人および召集兵からなる正規軍、および連邦親衛隊からこれを編成する。

(3) ロシア連邦軍の軍事ドクトリン、編成および組織、その他の防衛政策構成部分は、法律によってこれを定める。

(4) このロシア連邦憲法第10条にしたがい、他国との防衛的同盟を締結し、条約に基づいて、戦略部隊および合同司令部を含む、連合軍を創設することができる。

#### 第145条

(1) 社会的安全および法秩序の擁護は、連邦内務期間、連邦および地方の警察がこれを保障する。

(2) 国家の安全保障は、特別の連邦部局がこれを保障する。その地位および活動は、連邦

法律によってこれを定める。

#### 第 1 4 6 条

- (1) 民主的な憲法体制の転覆、最高国家権力機関の活動の妨害または制限、市民の憲法上の権利および自由の違法な制限のために、軍保安、警察の力を利用することは、重大な犯罪である。
- (2) 軍、保安局、警察の違法な使用に関するロシア連邦最高会議への訴えは、速やかな議会審議にこれを付するものとする。

#### 第 1 4 7 条

ロシア連邦大臣会議において防衛および安全の問題を管轄する大臣の職務は、文官によってこれを担わなければならない。

### 第 2 6 章 国家の職務

#### 第 1 4 8 条

- (1) 国家機関および施設の常勤職員は、国家的職務にある。国家勤務員は、ロシア連邦の法律およびその他のアクトの不履行またはその不適切な執行に対してその責任を負う。国家的職務のシステムにおいて、政党組織の設立はこれを認めない。
- (2) 国家の職務への就任手続、その職務の遂行、区分、および特別の官等、免職、ならびに国家的職務のその他の問題は、連邦法律によってこれを規制する。

### 第 2 7 章 非常事態

#### 第 1 4 9 条

- (1) 非常事態とは、この憲法および連邦法律が定める市民の権利および自由ならびに法人の権利の制限とそれらに対する追加的義務の付与を可能とする国家権力機関、企業、施設および組織（団体）の活動の特別の法的レジームを意味する。
- (2) 非常事態宣言の目的は、社会の正常な事態への速やかな回復である。
- (3) 非常事態は、臨時的な措置であり、市民の安全の保証および民主的な憲法体制の擁護のためにのみこれを導入することができる。
- (4) 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその一部地域においてこれを導入する。
- (5) 非常事態のレジームは、この憲法および連邦法律によってこれを規制する。

#### 第 1 5 0 条

- (1) 非常事態は、非常事態導入の事由となる状況（事実）が、市民の安全または憲法体制に現実に、非常でかつ不可避の脅威となり、その脅威の除去が非常措置をとることなしには不可能な場合にのみこれを導入することができる。
- (2) 非常事態導入の根拠となりうるのは、次のような場合である。
  - 1) 市民の生活および安全または国家制度の正常な活動を脅かす憲法体制の暴力的な変更の企て、暴力をともなう騒乱、民族紛争、一定地域の封鎖
  - 2) 住民の生命および健康を脅威のもとにさらし、大規模な避難救助または復旧作業を必要とする自然災害、伝染病、家畜伝染病、大事故

#### 第 1 5 1 条

住民の救助に関する緊急措置を必要とする状況においては、非常事態は、これを直ち

に、予告なしにこれを導入することができる。

## 第 1 5 2 条

(1) 非常事態は、ロシア連邦の全土またはその一定の地域において、ロシア連邦大統領が、速やかにロシア連邦最高会議の同意を得ることを条件にこれを宣言する。

その導入の根拠となる状況が市民の安全または憲法体制の現実的で緊急の避けられない脅威となっており、その除去が非常手段をとる以外には不可能である場合にのみこれを導入することができる。

(2) 非常事態に関する大統領令がロシア連邦最高会議の会期中に公布された場合、最高会議は、それを 24 時間以内に審議する。その他の場合には、ロシア連邦最高会議は、その公布から 72 時間以内にこれを審議する。

(3) ロシア連邦最高会議がロシア連邦大統領の決定を承認しない場合、非常事態宣言に関する大統領令はその効力を失う。

## 第 1 5 3 条

(1) 非常事態がロシア連邦のひとつの共和国（州（ゼムリャー））の領域において導入された場合、その共和国（州（ゼムリャー））の事前の同意が必要である。

(2) 共和国（州（ゼムリャー））の同意のない非常事態の導入は、暴力をともなう騒乱を阻止する目的による場合にのみこれを認める。

(3) 非常事態の導入の根拠となる状況が、ロシア連邦のひとつの共和国（州（ゼムリャー））のみの領域に関わる場合、この共和国（州（ゼムリャー））における非常事態は、当該の（州（ゼムリャー））がロシア連邦の大統領および最高会議への通知をもって導入することができ、この憲法および連邦法律の規定にしたがってこれを実施する。

(4) この憲法の第 150 条 2 項 2 号に掲げる根拠により非常事態の導入は、当該共和国の権力機関が通常の活動を継続している場合には、その被災者の同意によってのみこれを認める。

## 第 1 5 4 条

非常事態は、ロシア連邦の全土においては 30 昼夜を越えて、ロシア連邦の一部地域においては 60 昼夜を越えて、これを導入することはできない。最高会議が新たな期間これを延長しないときは、この期間の終了により非常事態は解除される。

最高会議は、1 回につき 30 昼夜を越えない範囲で非常事態を延長することができる。

## 第 1 5 5 条

(1) 非常事態の宣言、延期または解除に関しては、すべての人が知る得る手段によって事前に公布されなければならない。

(2) 非常事態の宣言、延期または解除に関する法令は、必ずこれを公表しなければならない。

## 第 1 5 6 条

(1) 非常事態の期間、ロシア連邦の憲法、選挙法および裁判法の改正は禁止し、レフェレンダムならびに国家機関および公務員の選挙はこれを実施しない。

(2) 非常事態の期間、ロシア連邦最高会議および裁判所の権限および活動は、これを停止または制限することはできない。

## 第 1 5 7 条

(1) 非常事態の期間、ロシア連邦大統領は、権利および自由の一次的な制限を導入するこ

とができる。こうした制限は、非常事態に関する大統領令のテキストにおいて直接に明らかにされなければならない。この憲法の22条、23条2項、28条、29条、34条、36条、41条ないし54条（44条か？；訳者）、47条、49条、50条に定める権利および自由は、これを制限することはできない。

(2) ロシア連邦大統領は、制限が導入された自由および権利について定めている条約のすべての参加国に対し、導入された制限、その理由、およびその取消しについて、速やかのこれを通知する。

(3) 刑罰として死刑を宣告される可能性のある犯罪事件は、非常事態が宣言されている地域においては、これを裁判所において審理することはできない。

(4) 非常事態の時期の犯罪に対してなされた死刑判決は、非常事態宣言の効力のあるときおよびその停止後の30昼夜の間は、これを執行しない。

## 第158条

非常事態の期間中に講じられるあらゆる措置は、

- 1) もたらされた事態の緊迫度の要求する範囲内で実施されなければならず、
- 2) 非常事態が宣言されていない他の地域（地方）における国家権力および管理機関の権利および権限、社会団体の法的地位、人の権利および自由のいかなる制限または変更をもたらすものであってはならず、
- 3) もっぱら人種、肌の色、民族的帰属、性、言語、宗教、財産状態または社会的出自に基づいて個々人または住民グループの差別をもたらすものであってはならない。

## 第6編 最終規定

### 第28章 ロシア連邦の国家的シンボルおよび首都

## 第159条

- (1) ロシア連邦の首都は、モスクワ市である
- (2) モスクワ市は、その隣接する州とともに、首都圏（ゼムリャー）を形成し、その地位は連邦法律によってこれを規制する。

## 第160条

- (1) ロシア連邦の国旗は、3本の同じ幅の白、青、赤の帯のある布である。
- (2) ロシア連邦の国章の紋様は、連邦法律によってこれを定める。
- (3) ロシア連邦国歌は、エム・格林カ作曲、ア・ペトロフ編曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦国歌の歌詞は、連邦法律によってこれを定める。

### 第29章 ロシア連邦憲法の施行

## 第161条

- (1) この憲法は、ロシア連邦憲法に関するロシア共和国のレフエレンダム（全ロシア人民投票）の結果の公式発表の翌日にこれを施行する。
- (2) このロシア連邦憲法の施行日は、全ロシアの国家的祝日である。
- (3) 「移行規定」の編に掲げるこの憲法の一定の条項は、その規定の定める時期にこれを施行する。

## 第162条

ロシア連邦憲法の施行の日に、1978年のロシア・ソビエト連邦社会主义共和国憲法（基本法）は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

## 第30章 ロシア連邦憲法の改正手続

### 第163条

ロシア連邦憲法の改正を提案することができるるのは、次の機関である。

- 1) 選挙されたロシア連邦最高会議のいずれかの院の5分の1以上の代議員
- 2) 共和国、州（ゼムリャー）の立法議会

### 第164条

- (1) ロシア連邦最高会議は、しかるべき提案がなされてから半年以上が経過した後に、ロシア連邦憲法の改正についての法律を採択することができる（エリツィン案；「移行規定に定める移行期が経過した後に」）。この法案は、ロシア連邦最高会議の両院の合同憲法委員会の判断の後に、ロシア連邦最高会議の各院において選挙された代議員の3分の2によって採択される。
- (2) ロシア連邦憲法の改正の提案がなされてから1年以内に、ロシア連邦最高会議がその法律を採択しない場合は、提案は否決されたものとみなされ、向う1年間は再提案することができない。

## 移行規定

### 1. ロシア連邦の立法について

第1項（エリツィン案；同盟条約に関し、ソ連邦なのか—いかなる同盟かを正確にせよ）

1. ロシア連邦憲法において参照されている法律は、憲法の施行後1年以内にこれを制定しなければならない。これらの法律のうち、ロシア連邦憲法の施行の時に効力を有しているものがあった場合、それらはこの期間内に再検討されるまでは、この憲法に抵触しない部分においてこれを適用する。

2. ロシア連邦憲法において言及されていない連邦、共和国および地方の規範的アクトは、ロシア連邦憲法の施行後3年の間に、憲法にしたがって整備しなければならない。それまでは、現行のアクトが、ロシア連邦憲法および連邦法律に抵触しない限りで、その効力を維持する。

3. ソ連邦の法律およびその他の規範的アクトは、それらがロシア連邦の憲法および条約に抵触しない限りでロシア連邦の領域においてこれを適用する。

4. この項の3号の規定は、ソ連邦の条約にも及ぶ。しかし、ロシア連邦憲法に抵触するソ連邦の条約の規定の効力は、ロシア連邦の条約の改正および破棄のために定められた手続によりこれを停止する。ロシア連邦がその条約に関してソ連邦の権利継承者である場合には、それまでの間、ソ連邦の条約はロシア連邦にとってその効力を維持する。（エリツィン案；この号十分考えよう）。

### 2. 人と市民の権利、自由および義務について

第2項

1. ロシア連邦国籍は単一である。ロシア連邦の各市民は、ソ連邦の国籍を保持する（エ

リツィン案；同盟条約にしたがって 1 項を検討せよ)。

2. ロシア連邦憲法の施行日にその領域に常時居住していたソ連邦のすべての市民は、1 年以内にロシア連邦国籍を保持することを希望しない旨を地方の内務機関に文書で願い出ない場合、法律上、ロシア連邦の市民である。

3. ロシア連邦憲法の施行後一年以内は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦の領域内で生まれるか、または両親のいずれかが生まれた者は、法にしたがってロシア連邦の国籍を取得することができる。これらの者は、ロシア連邦内務省またはその者の居住地の内務機関に、また、その者が国外にある場合は、外国におけるロシア連邦外交代表部、ロシア連邦外務省に、しかるべき申請を行う。

4. その後は、ロシア連邦の国籍は、ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内に制定されることになっている法律で定める手続で、これを取得することとなる。

#### 第 3 項

ロシア連邦憲法の施行後 1 年以内に、居住地の自由な選択に対する権利の徹底した実現への移行を規制する連邦法律が制定されなければならない。

#### 第 4 項

1. 身分証明書（パスポート、身分事項証明書等）には、人の法的地位に関係のない「民族的帰属」の項目はこれを記載しない。

2. 就職および人口調査に関係しないその他の場合に記載されるドキュメントには、民族的帰属、党籍、大祖国線戦争の時期の占領地域における所在および人の将来の活動に関わりのないその他のデータに関する諸問題は、これを含めない。特例については、連邦法律によってこれを定める。

3. 法律が定める場合を除き、これらの問題に応ずるよう求める公務員の要求は、規律違反とみなされ、法律にしたがい責任を追及される。このことに関する連邦法律は、ロシア連邦憲法の施行後 6 ヶ月以内にこれを制定しなければならない。

### 3. 経済関係の規制について

#### 第 5 項

市場経済への移行期における社会的および経済的安定性を保障するために、連邦法律の定める範囲および手続において経済活動の国家的規制を認める。

#### 第 6 項

この憲法の施行日にロシア連邦において作用している信用・通貨システムは、ソ連邦を構成する諸国家間の信用・通貨関係の規制、および特別の連邦法律の制定までの間は、これを運用する。

#### 第 7 項

ロシア連邦の税法の制定までの間、連邦法律に抵触しない限りで、租税に関するソ連邦の法律を運用する（エリツィン案；重要な問題を引き起こす、削除）。

#### 第 8 項

国家間の活動を行う機関および施設の財政は、主権国家同盟（共同体）の枠内での国家間条約を含め、ロシア連邦の条約にしたがってこれを行う。

## 4. 連邦構造について

### 第9項

1. ロシア共和国を構成する共和国は、この憲法の施行日にロシア連邦憲法第4編に定めるロシア連邦の共和国の地位を法にしたがい取得する（エリツィン案；「共和国の主権について言及する」）。
2. 地方（クライ）、州、自治州、自治管区は、連邦法律の定める手続により、統合し、ロシア連邦を直接に構成する州（ゼムリャー）を形成する。特別な場合、州（ゼムリャー）は、ひとつの地方（クライ）またはひとつの州の領域にこれを形成することができる。
3. ロシア連邦の州（ゼムリャー）の形成手続に関する連邦法律は、この憲法の施行後1年以内にこれを制定しなければならない。州（ゼムリャー）は、94年12月31日以降にこれを形成しなければならない（エリツィン案；「93年12月31日」）。州（ゼムリャー）が形成されるまでは、地方（クライ）および州の地位は、地方（クライ）、州の管理に関する法律によってこれを帰省する。自治州および自治管区に関するロシア共和国の法律は、この憲法に抵触しない限りでこれを適用する。

## 5. 国家権力のシステムについて

### 第10項（最高会議ーバリアントA）

ロシア連邦憲法の施行にともない、ロシア共和国最高会議代議員はロシア連邦最高会議代議員となる。地域選挙区で選ばれたロシア共和国人民代議員は、国家会議を構成する。民族・地域選挙区で選ばれたロシア共和国最高会議人民代議員は、連邦会議を構成する。ロシア連邦最高会議の第1期の期間、両院は、出席代議員の投票の多数により決定を採択する権限を有する。両院の会議は、連邦会議の代議員の半数以上、国家会議の代議員の三分の2以上の出席で成立するものとする。

### 第11項（最高会議ーバリアントB）

1. ロシア連邦憲法の施行にともない、ロシア共和国人民代議員は、ロシア連邦代議員となる。ロシア共和国最高会議は、ロシア連邦最高会議にこれを改組する。ロシア連邦最高会議代議員ではないロシア連邦代議員は、常設原則によるロシア連邦最高会議の機関の活動に参加する権利を含め、ロシア連邦最高会議代議員と同様の権利、義務および保証を有する。両院の会議において、ロシア連邦代議員は、審議権を享有する。すべてのロシア連邦代議員は、その任期が満了するまでその権限を保持する。

2. 民族院（会議）は、150人からなる連邦会議にこれを改組する。連邦会議のメンバーとなるのは、民族・地域選挙区で選ばれ、しかるべき民族・地域形成（単位）、すなわち地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の地域代議員グループによって代表として連邦会議に派遣された代議員である。現行の代表基準が維持される。民族・地域選挙区で選ばれた地域代議員グループがその独自のメンバーから連邦会議のメンバーを充足できない場合は、他の地区的民族・地域選挙区で選ばれ、民族会議においてその地区から派遣されたと同様に利益を代表する義務を負った代議員を民族会議に代表として選出することができる。

3. 共和国会議は、300人からなる国家会議にこれを改組する。国家会議のメンバーは、地域選挙区で選ばれた代議員となることができる。国家会議の150人の代議員は、しか

るべき民族・地域形成（単位）、すなわち地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の代議員グループによって派遣される。現行の代表基準は維持される。国家会議の残りの 150 人の代議員は、政党の会派およびこのために特別に組織された統合したその他の代議員グループから、登録された会派およびグループの人数に応じて割当てによって派遣される。

4. ロシア連邦最高会議の両院のこれ以降のローテーションは、この項の 2 および 3 号にいう基準にしたがってこれを行う。

5. ロシア共和国人民代議員大会は、ロシア連邦代議員大会にこれを改組する。代議員大会は、代議員グループの派遣するロシア連邦最高会議のメンバーを承認し、その任期は 1995 年 3 月までとする。通常のロシア連邦代議員大会は年に 1 回これを招集し、臨時大会は最高会議の決定または 350 人の代議員の要求によりこれを招集する。ロシア連邦代議員大会は、その権限の一部をロシア連邦最高会議にこれを移譲することができる。

#### 第 12 項

1. ロシア連邦最高会議の第 1 期の間に国家会議代議員の任期満了前の空席がある場合、残余期間の新しい代議員の選挙は、これを行わず、その選挙区の代表は、隣接する選挙区のいずれかの代議員がこれを務める。これについての決定は、国家会議が行う。

2. ロシア連邦の最高会議、大統領および副大統領の通常の選挙は、1995 年 3 月にこれを行う（エリツィン案；ロシア連邦最高会議の通常の選挙は、1992 年中にこれを行う）。

#### 第 13 項

1. この憲法にしたがって裁判所、検察機関および捜査取調機関の組織および活動を規制する連邦法律が制定されるまでの間、ロシア連邦憲法の施行日に効力を有していたこれらの機関に関する法律がその効力を維持する。

2. ロシア連邦憲法の施行日に在職しているロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、その選ばれた期間が終了するまではその権限を保持する。

3. ソ連邦の検察についての法律に定めるロシア共和国検事総長の権限は、新しい連邦法律が制定されるまでは、ロシア連邦検事がこれを行使する。

#### 第 14 項（エリツィン案；「大統領は行政長官を任命する」を定める）

執行権力機関のシステムは、この憲法にしたがい、その施行後 6 ヶ月以内に、連邦法律によってこれを整備しなければならない。